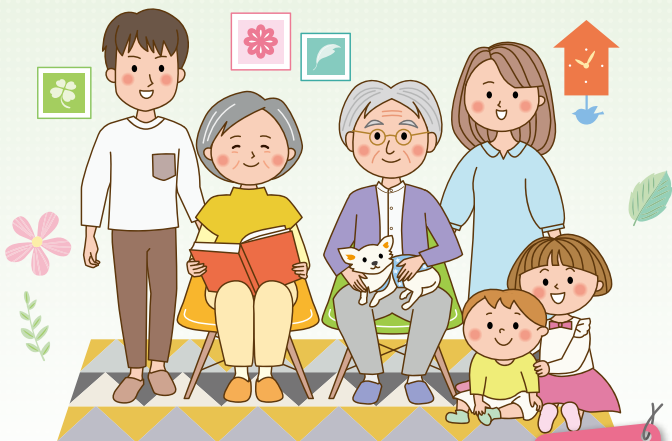


# 後期高齢者 医療制度

令和  
3年度



後期高齢者医療制度は、75歳以上の方、一定の障がいのある65歳以上の方を対象とした医療制度です。

ジェネリック  
医薬品希望  
シール付



## 医療費通知の 発送時期が変わります!

昨年度:2月末の年1回発送  
(令和2年1月~12月診療分)

**今年度** 令和4年1月末の年1回発送  
(令和2年12月~令和3年11月診療分)

令和3年12月分は記載されませんので、医療費控除の申告には医療機関等が発行した領収書が別途必要になります。

 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL 055-236-5671 FAX 055-235-6373

ホームページ <http://www.yamanashi-iryokouiki.jp>

# も く じ

●もくじ	1
●後期高齢者医療制度のしくみ	2
●保険料は全員が納めます	3
保険料の算定方法	3
保険料の納め方	3
保険料均等割額の軽減	4
保険料を滞納すると	4
保険料の納付に関するご相談は市町村へ	4
●お医者さんにかかるとき	5・6
入院した時の食事代	7
療養病床に入院した時の負担額	7
1か月に支払った自己負担額が高額になったとき	8
高額医療・高額介護合算制度	9
その他の給付	10
交通事故などにあつたとき	10
健康診査(健診)を受けましょう	10
柔道整復師の施術を受けるとき	10
保険証	11
●ジェネリック医薬品を利用しましょう	12
●マイナンバーカード利用法	13
●川柳受賞作品	14



# 後期高齢者 医療制度のしくみ



都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村と協力して運営しています。

## 広域連合

運営主体（保険者）となり、

- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付
- 保険証の交付

などを行います。



## 市町村

- 保険料の徴収
  - 申請や届け出の受け付け
  - 保険証の引き渡し
- などの窓口業務を行います。



## 対象となる方

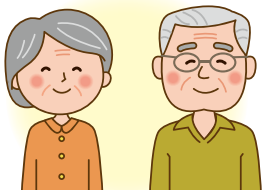
- 75歳以上の方
- 65歳～74歳で一定の障がいがある方\*

\*申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

## 加入する日

75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度へ加入となります（手続きは不要）。

一定の障がいがある65歳～74歳の方は、認定を受けた日から加入となります。



## 保険証

保険証は1人に1枚交付されます。

# 保険料は 全員が納めます



保険料は、おおむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率をもとに、被保険者全員に負担していただきます。

## 保険料の算定方法 (令和3年度)

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{賦課限度額64万円} \\ \text{10円未満の端数は切り捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 40,490\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額}^* \\ \times \text{所得割率}(7.86\%) \\ \hline \end{array}$$

※「賦課のもととなる所得金額」とは前年中の総所得から基礎控除額(43万円)を控除した額です。

前年の所得が2400万円を超える場合、基礎控除額が段階的に少なくなります。

## 保険料の納め方

### 特別徴収

年金が年額18万円以上の方

年金からの  
天引き



納期は年金支払い月の  
4・6・8・10・12・2月

### 普通徴収

年金が年額18万円未満の方等

個別に  
納めます



納期は  
7・8・9・10・11・12・1・2月

特別徴収(保険料を年金から天引き)で納める方で、普通徴収(口座振替)を希望される方は、申請により口座振替による普通徴収に変更することができます。希望する場合は、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

## 保険料均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額は軽減されます。本則 7 割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減（令和 2 年度は 7.75 割）される場合がありますが、皆様が安心して医療を受けられるようにするため、段階的に見直しを行っています。

### 令和 3 年度

対象者の所得要件 (世帯全員分の軽減判定所得の合計)	均等割額の軽減割合
$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者等の数} - 1)$ 以下	7 割
$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者等の数} - 1)$ $+ 28.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$ 以下	5 割
$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者等の数} - 1)$ $+ 52\text{万円} \times \text{被保険者数}$ 以下	2 割

### 令和 2 年度

対象者の所得要件 (世帯全員分の軽減判定所得の合計)	均等割額の軽減割合
33万円 以下	7.75 割
33万円 以下 かつ世帯の被保険者全員の各種所得なし	7 割
33万円 $+ 28.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$ 以下	5 割
33万円 $+ 52\text{万円} \times \text{被保険者数}$ 以下	2 割

※公的年金を受給されている方は、年金所得から 15 万円控除した金額で判定されます。

### 職場の健康保険などの被扶養者だった方へ

職場の健康保険などの被扶養者だった方は、加入後 2 年を経過する月までの期間（加入した月から 24 ヶ月までの期間）に限り、保険料の均等割額が 5 割軽減されます。なお所得割額は課せられません。

#### 対象となる方

資格を取得した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方  
※国民健康保険及び国民健康保険組合は対象となりません。

## 保険料を滞納すると

後期高齢者医療の保険料を一定期間滞納した場合は、有効期間の短い保険証が発行されます。

保険料は、公費や現役世代からの支援金とともに、後期高齢者医療制度の大切な財源になりますので、必ず期限内に納付してください。

## 保険料の納付に関するご相談は市町村へ

災害などの特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、市町村担当窓口にお早めにご相談ください。

# お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときには、保険証を忘れずに窓口で提示してください。自己負担割合は、かかった医療費の1割です。

(ただし、所得区分が「現役並み所得者」となる方の自己負担割合は3割となります)。

## ※所得区分について

毎年8月に、住民税課税所得と前年(1～7月は前々年)の収入により判定を行います。ただし、判定後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日に遡って再判定します。

また、世帯構成の変更等がある場合にも再判定を行います。

### ●低所得者Ⅰ及びⅡに該当する方

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

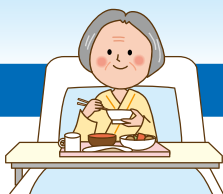
### ●現役並み所得者で住民税課税所得が145万円から690万円未満の方

申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

●一般(1割)又は現役並み所得者のうち課税所得690万円以上に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の適用はありません。

所得区分 (自己負担割合)	判定基準
現役並み 所得者 (3割)	<p>住民税課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者</p> <p>住民税課税所得が145万円以上でも、次の条件を満たす方は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類(確定申告書の控えなど)を添付して、お住まいの市町村担当窓口に出していただくと1割負担となります。</p> <p>①世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満。</p> <p>②世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満。</p> <p>③世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満。 ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から43万円を引いた金額)の合計額が210万円以下の場合には「一般」となります。(平成27年1月1日以降)</p>
一般 (1割)	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者
低所得者Ⅱ (1割)	世帯全員が住民税非課税の被保険者
低所得者Ⅰ (1割)	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる被保険者(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)

## 入院した時の食事代



### ◆入院時食事代の標準負担額

所得区分		食費 (1食あたり)
現役並み所得者・一般		460 円 <sup>※1</sup>
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円 <sup>※2</sup>
	過去12 か月で90日を超える入院	160 円 <sup>※3</sup>
低所得者Ⅰ		100 円 <sup>※2</sup>

※1 指定難病患者は 260 円です。

※2 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、お住まいの市町村担当窓口事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、交付を受け、入院先の医療機関の窓口へご提示ください。

※3 通算入院日数が 90 日を超えた際に市町村担当窓口への再申請及び入院先の窓口への再提示が必要となります。申請が遅れると減額が受けられない場合があります。

## 療養病床に入院した時の負担額

### ◆療養病床入院時の標準負担額

所得区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者・一般	460 円 <sup>※5</sup>	370 円 <sup>※8</sup>
低所得者Ⅱ <sup>※4</sup>	210 円 <sup>※6</sup>	
低所得者Ⅰ <sup>※4</sup>	130 円 <sup>※7</sup>	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※4 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、上記「入院したときの食事代」※2と同様に手続きが必要です。

※5 一部医療機関では、420 円の場合があります。指定難病患者は 260 円です。

※6 医療区分 2・3 の方 (入院医療の必要性が高い方) 及び指定難病患者は通算入院日数が 90 日を超えた際に 160 円となりますが、上記「入院したときの食事代」※3と同様に手続きが必要です。

※7 医療区分 2・3 の方 (入院医療の必要性が高い方) 及び指定難病患者は 100 円です。

※8 指定難病患者は 0 円です。



## 1か月に支払った自己負担額が高額になったとき (高額療養費の支給)

1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額<sup>※1</sup>を超えた場合は、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

### ◆高額療養費の自己負担<sup>※2</sup>の限度額(月額)

所得区分		外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)※1	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)※1	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)※1	
一般		18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <44,400円>※1
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ			15,000円

※1 過去12ヵ月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 入院時に発生した「食事代」や「個室ベッド代」は計算対象になりません。

### ■支給が受けられるのは

- 同じ月に1人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額」(世帯ごと)は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に適用されます。

## 高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えた場合は、申請することで超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

### ■支給が受けられるのは

同一世帯内に、医療費と介護保険の両方の自己負担がある世帯が対象となります。

### ◆合算する際の限度額（年額）

所得区分		医療 + 介護
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円※

※介護保険受給者が複数いる世帯は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

## その他の給付

- 葬祭費の支給 (5万円)
- 訪問看護サービスを受けたとき
- 海外で医療を受けた場合 (治療目的の渡航は不可)
- 急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- 療養費の支給 (補装具等)

## 交通事故などにあつたとき

交通事故や暴力行為など第三者からの行為や自損事故、事故を起こした車に同乗中の怪我、他人の飼い犬やペットによる怪我、食中毒などで治療を受ける際、保険証使用を希望する場合は届出が義務づけられています。警察に届け出ると同時に必ずお住いの市町村担当窓口へご連絡ください。

※届け出ないと給付を受けることができません。

## 健康診査 (健診) を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するために、健康診査を実施しています。

実施期間および受診方法等は、市町村担当窓口にお問い合わせください。

## 柔道整復師の施術を受けるとき

負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

- 保険適用になる場合  
医師や柔道整復師の診断又は判断による、  
◇骨折 ◇脱臼 ◇打撲 ◇捻挫 ◇挫傷  
骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。なお、適正な施術であるか確認のため、施術内容についての照会文が届く場合があります。
- 保険適用にならない場合  
◇疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労  
◇脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

## 保険証

後期高齢者医療制度では、保険証は1人に1枚交付します。お医者さんにかかるときは、忘れずに窓口で提示してください。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和〇年〇月〇日  
交付年月日 令和〇年〇月〇日

被保険者番号 ○○○○○○○○○○  
住 所 ○〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏 名 後期 太郎 性別 男  
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日  
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日  
発 効 期 日 令和〇年〇月〇日  
一部負担金の割合 ○割

保 險 者 番 号 3919○○○○  
保 險 者 名 山梨県後期高齢者医療広域連合

印

## 注 意

- 交付されたら記載内容を確認して、間違いがあれば市町村担当窓口へ届け出ましょう。
- 他人との貸し借りは絶対にしないでください。法律により罰せられます。
- コピーした保険証は使えません。
- 保険証は大切に保管しましょう。紛失したり破れたりしたときは、すみやかに市町村担当窓口へ届け出て、再交付を受けましょう。

※市町村担当窓口は裏表紙をご覧ください。

# ジェネリック医薬品を 利用しましょう



ジェネリック医薬品は、新薬にくらべて低価格です。これは新薬の特許が切れた後、同じ成分を使って作られているため、開発費が低く抑えられているからです。また、薬事法の厳しい基準をクリアしており、安全性は保障されています。

## ジェネリック医薬品に変更するときの注意点

### 自分の意思を伝える

ジェネリック医薬品への変更を希望する場合は、受診や調剤の際に医師や薬剤師に明確に告げましょう。

### 医師や薬剤師の説明をきちんと聞く

複数のジェネリック医薬品がある場合などは、それぞれの特徴の説明をきちんと聞いて選択しましょう。

### 変更できない薬もある

すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。医師の判断で変更不可になることもあります。

## 医療費を節約するために

- 日頃から健康づくりに心掛けましょう。
- かかりつけ医をもちましょう。
- 同じ症状で複数の医療機関を受診するのは避けましょう。
- お薬のもらいすぎに注意しましょう。



※保険証やお薬手帳の余白部分に貼って活用してください。

# マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるよう 準備が進められています

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります

医療機関や薬局の受付で  
マイナンバーカードを  
顔認証付きカードリーダーに  
かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。

※顔写真は機器に保存されません。



- ★現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。後期高齢者医療被保険証は引き続き交付します。
- ★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に専用サイト（マイナポータル）での申込が必要です。

## 健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

**受付時間**

(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

山梨県後期高齢者医療広域連合 川柳受賞作品

# テーマ「家での楽しみ」

○連合長賞

「今日の無事感謝しながら入る風呂」

韮崎市 飯野健さん

○副連合長賞

「脳トレのしりとり本気孫に負け」

笛吹市 小宮山たず子さん

○議長賞

「晩酌と妻が待ってるのら仕事」

北杜市 三井知彦さん

○副議長賞

「楽しみは家族笑顔の食事会」

甲府市 横森千代乃さん

○人選

「賞味期限調べる娘やってくる」

山梨市 宿澤輝夫さん

「自粛どき家族でかこむ膳楽し」

甲府市 大久保健三さん

「さてきょうは？もちろんGOTO菜園だ」

甲府市 風樹さん

「ひと坪の庭で楽しむ老いの春」

韮崎市 山岡寿さん

「家飲みでカネもコロナもかからない」

山中湖村 津野祐爾さん

「あと八年長生き楽しむ柿植える」

山中湖村 津野美代子さん

「健康で家族揃って食事会」

山梨市 武井あさみさん

「ピアノ弾く子とハーモニカ吹く爺や」

甲州市 橘田智男さん

「コロナ禍も頭ひねって笑い合う」

富士川町 望月双葉さん

「暇すぎて草取り剪定趣味となり」

甲州市 武井雅継さん

91名、計175件の応募がありました。  
たくさんのご応募ありがとうございました。  
山梨県後期高齢者医療広域連合

## 後期高齢者医療制度に関する市町村窓口

市町村名	担当窓口	電話番号
甲府市	健康保険課後期医療係	055-237-5617 (直)
富士吉田市	市民課国民健康保険室	0555-22-1111 (代)
都留市	市民課保険年金担当	0554-43-1111 (代)
山梨市	市民課国保年金担当	0553-22-1111 (代)
大月市	市民課国保年金担当	0554-23-8037(直)
韮崎市	市民生活課国保年金担当	0551-22-1111 (代)
南アルプス市	国保年金課高齢者医療・年金担当	055-282-7248 (直)
北杜市	市民課高齢者医療担当	0551-42-1331 (直)
甲斐市	保険課高齢者医療・年金係	055-278-1665 (直)
笛吹市	国民健康保険課高齢者医療・年金担当	055-262-4111 (代)
上野原市	市民課国保年金担当	0554-62-3112 (直)
甲州市	戸籍住民課国保・年金担当	0553-32-2111 (代)
中央市	保険課高齢者医療・年金担当	055-274-8545 (直)
市川三郷町	町民課国保年金係	055-272-1105 (直)
早川町	町民課税務保険担当	0556-45-2519 (直)
身延町	町民課保険年金担当	0556-42-4804 (直)
南部町	住民課国保年金係	0556-66-3405 (直)
富士川町	町民生活課高齢者医療年金担当	0556-22-7209 (直)
昭和町	町民窓口課国保年金係	055-275-8264 (直)
道志村	住民健康課後期高齢者医療担当	0554-52-2113 (直)
西桂町	税務住民課住民係	0555-25-2121 (代)
忍野村	住民課後期高齢者医療担当	0555-84-7796(直)
山中湖村	税務住民課医療保険係	0555-62-9973(直)
鳴沢村	住民課住民係	0555-85-3082 (直)
富士河口湖町	住民課国保年金係	0555-72-1114 (直)
小菅村	住民課高齢者医療係	0428-87-0111 (代)
丹波山村	住民生活課後期高齢者医療担当	0428-88-0211 (代)

(代)：代表番号 (直)：直通番号



このパンフレットは、令和3年5月末日現在で作成したものです。  
環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の  
用紙及び植物油インキを使用しています